

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月1日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年8月18日から平成30年2月16日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月17日付をもって提出し、平成29年8月18日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、マザーファンドの投資顧問会社が統合により新会社となりましたので、その訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## &lt;訂正前&gt;

(省略)

ファンドの特色

(省略)

- b. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、BNYメロン・グループ<sup>\*</sup>傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

\* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



(省略)

## &lt;訂正後&gt;

(省略)

ファンドの特色

(省略)

- b. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるBNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに委託します。

(削除)

## BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

BNYメロン・グループの「メロン・キャピタル・アセット・マネジメント・コーポレーション」、「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社です。本統合により、マザーファンドの主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが運用を行います。

本社：米国ボストン

本統合により、マザーファンドの主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが運用を行うことから、2 投資方針 (3) 運用体制 および 3 投資リスク (2) リスク管理体制 (参考)については、統合前の「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」における運用体制およびリスク管理体制を記載しております。

(省 略)

### (3)【ファンドの仕組み】

#### <訂正前>

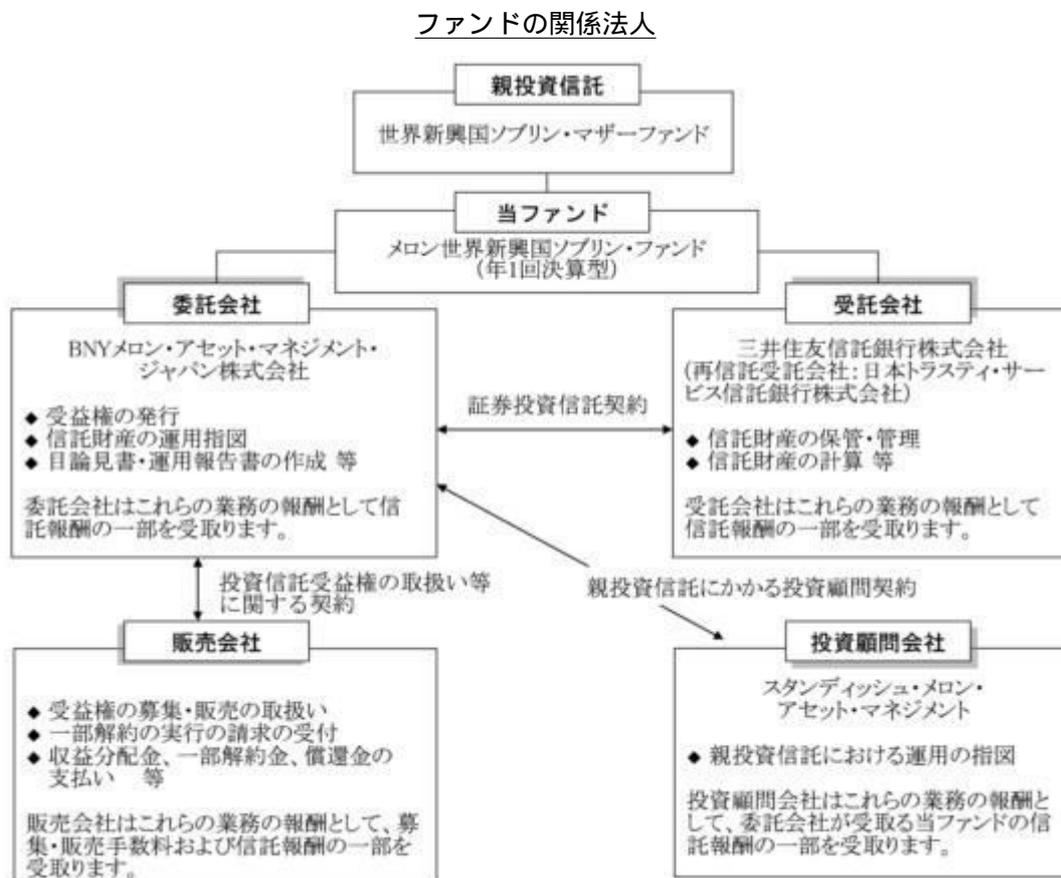
(省 略)

ファンドの関係法人

(省 略)

- b. スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「投資顧問会社」）（以下、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントといいます。）  
委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。

(省 略)



(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

ファンドの関係法人

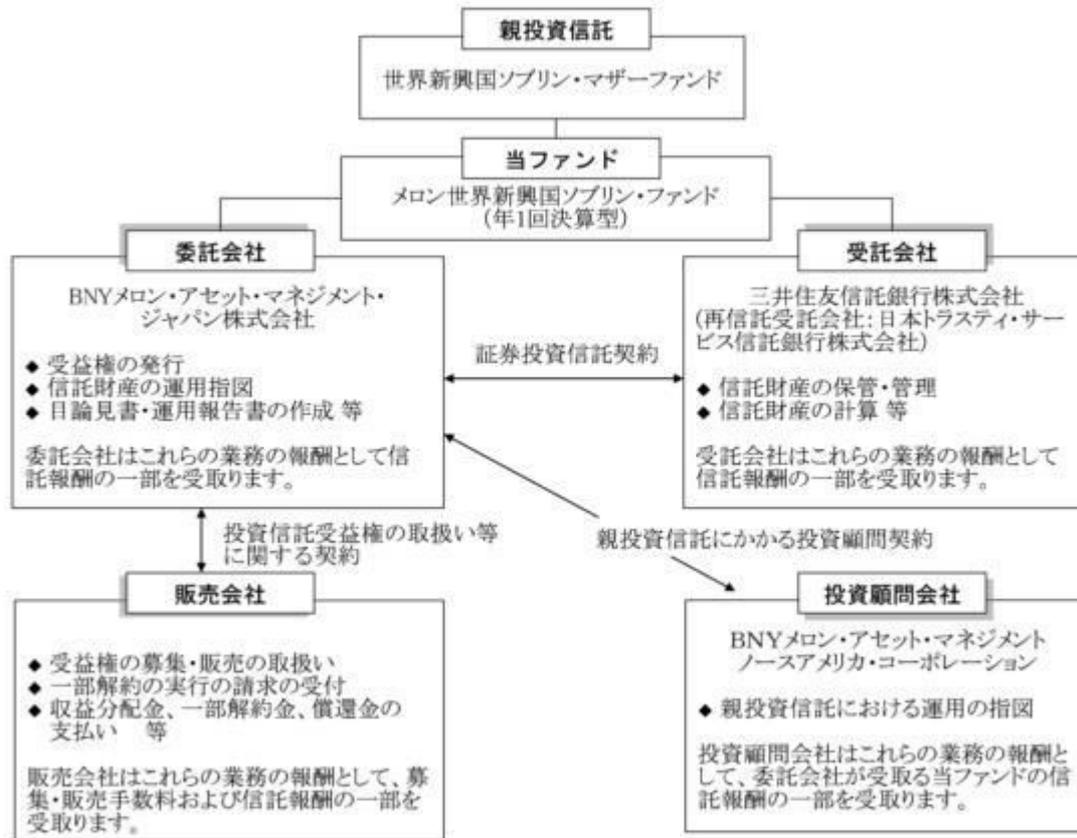
(省 略)

- b. BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（「投資顧問会社」）  
委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。

(省 略)

## ファンドの関係法人

委託会社の概況



(省 略)

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;訂正前&gt;

(省 略)

&lt;参考情報&gt; マザーファンドの投資方針

(省 略)

運用方法

(省 略)

- b. 投資態度

(省 略)

5. 運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。

(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

## &lt;参考情報&gt; マザーファンドの投資方針

(省 略)

運用方法

(省 略)

b. 投資態度

(省 略)

5. 運用にあたっては、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに、運用の指図に関する権限を委託します。

(省 略)

## (3) 【運用体制】

## &lt;訂正前&gt;

(省 略)

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。そのマザーファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」が行います。

(図省略)

各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

(注) 上記は2017年3月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

(削 除)

(図省略)

各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

(注) 上記は2017年3月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

## (3) 【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

(省 略)

委託会社の受取る報酬には、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託しているスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントへの投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

委託会社の受取る報酬には、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

(省 略)

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt;訂正前&gt;

(省 略)

## (3) 投資顧問会社

名称 : スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー資本金の額 : 12百万米ドル(平成29年3月末現在)

(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

## (3) 投資顧問会社

名称 : B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション資本金の額 : 約4,506百万米ドル(平成30年2月1日現在)

(省 略)